



平成 28 年 5 月 24 日

各 位

上場会社名 アルパイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 宇佐美 徹
(コード番号 6816 東証第 1 部)
問合せ先責任者 専務取締役管理担当 米谷 信彦
TEL (03) 3494-1101 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 22 日開催予定の第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 2015 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により新たに創設された「監査等委員会設置会社」への移行に関する変更

社外取締役による業務執行の監督機能の充実を図り、モニタリング機能を強化することで、ガバナンスならびに企業価値の一層の向上に資すると判断し、監査等委員会設置会社に移行するために、次の変更を行うものであります。

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するための規定を新設するものであります。(変更案第 4 条)
- ② 監査等委員である取締役に関する規定を新設するものであります。(変更案第 18 条第 2 項、第 19 条第 4 項、第 20 条第 2 項・第 3 項)
- ③ 第 5 章の標題を「監査役および監査役会」から「監査等委員会」に改め、「監査役会」に関する規定を「監査等委員会」に関する規定に置き換えるものであります。(変更案第 29 条から第 31 条まで) また、会社法上、常勤監査等委員の選定は要求されておりませんが、当社は常勤監査等委員を選定できることとするため、これを明記するものであります。(変更案第 30 条)
- ④ 取締役会の決議により、重要な業務執行(会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。(変更案第 24 条)
- ⑤ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役に関する規定を削除するものであります。(現行定款規定第 28 条から第 36 条まで)
- ⑥ 監査等委員会設置会社への移行に伴い、既定の条文にその他の所要の変更を行うものであります。(変更案第 19 条第 1 項、第 23 条第 1 項・第 2 項、第 25 条及び第 26 条)

(2) 責任限定契約の締結の対象範囲の拡大

責任限定契約の締結の対象範囲を現行定款の社外取締役から非業務執行取締役等に拡大するものであります。(変更案第 28 条) 当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 剰余金の配当等の決定機関

機動的な配当政策及び資本政策の遂行を可能にするため、剰余金の配当等を取締役会決議によっても行い得るよう、既定の条文に所要の変更及び新設を行うとともに(変更案第 35 条及び第 36 条)、同条の一部と内容が重複する現行定款第 41 条(中間配当金)を削除するものであります。

(4)その他

上記のほか、規定の移動、削減及び表現の修正等、全般にわたって所要の変更や整理を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条(条文省略)	第 1 章 総 則 第 1 条～第 3 条(現行どおり)
第 4 条(機関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条(機関) 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第 5 条(条文省略)	第 5 条(現行どおり)
第 2 章 株 式 第 6 条～第 12 条(条文省略)	第 2 章 株 式 第 6 条～第 12 条(現行どおり)
第 3 章 株主総会 第 13 条～第 17 条(条文省略)	第 2 章 株主総会 第 13 条～第 17 条(現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条(員数) 当社の取締役は 16 名以内とする。 (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 18 条(員数) 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 16 名以内とする。 <u>②当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u>
第 19 条(選任) 取締役は株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)	第 19 条(選任) 取締役は <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) <u>④補欠の監査等委員である取締役の予選が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第 20 条(任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)	第 20 条(任期) 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第 21 条(条文省略)	第 21 条(現行どおり)
第 22 条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 22 条(取締役会の招集権者および議長) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
② (条文省略)	② (現行どおり)
第 23 条(代表取締役および役付取締役) 代表取締役は取締役会の決議によって選定する。	第 23 条(代表取締役および役付取締役) 代表取締役は取締役会の決議によって <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から選定する。
② <u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u>	② <u>取締役会の決議をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を置くことができる。
(新設)	<u>第 24 条(重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第 <u>24</u> 条(取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	第 <u>25</u> 条(取締役会の決議の省略) 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第 25 条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、「報酬等」という。)</u> は株主総会の決議によって定める。	第 26 条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第 <u>26</u> 条(条文省略)	第 <u>27</u> 条(現行どおり)
第 <u>27</u> 条(社外取締役の責任限定契約) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。	第 <u>28</u> 条(取締役の責任限定契約) 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> 第 28 条～第 36 条(条文省略) (新設) (新設) (新設) 第 6 章 会計監査人 第 37 条～第 38 条(条文省略) 第 7 章 計 算 第 39 条(条文省略) 第 40 条(剰余金の配当) 当社は株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を行う。 (新設) 第 41 条(中間配当金) 当社は取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める金銭による剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。 第 42 条(配当の除斥期間) 期末配当金および中間配当金は支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。	第 5 章 <u>監査等委員会</u> (削除) 第 29 条(監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 第 30 条(常勤監査等委員) <u>監査等委員会はその決議により、常勤の監査等委員を選定することができる。</u> 第 31 条(監査等委員会規則) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第 6 章 会計監査人 第 32 条～第 33 条(現行どおり) 第 7 章 計 算 第 34 条(現行どおり) 第 35 条(剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> 第 36 条(剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>②当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> (削除) 第 37 条(配当の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成 28 年 6 月 22 日(水)

定款変更効力発生予定日 平成 28 年 6 月 22 日(水)

以 上